

# 第5編 給 与

## 第1章 報酬・給料等

### ○北上地区広域行政組合特別職の職員の給与条例

昭和63年4月1日

条 例 第 18 号

改正 平成3年4月1日条例第3号 平成8年2月23日条例第1号

(題名改称)

平成19年3月30日条例第1号 平成20年10月31日条例第2号

北上花巻衛生処理組合特別職員の職員の給与に関する条例(昭和53年条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定により、管理者、副管理者、監査委員その他地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第3項第2号に定める職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与に関し必要な事項を定める。

(平19条例1・平20条例2・一部改正)

(給与の種類及び額)

第2条 特別職の職員の受ける給与は、報酬とする。

2 報酬の額は、地公法第3条第3項第2号に定める職員を除き、別表のとおりとする。

3 地公法第3条第3項第2号に定める職員の報酬の額は、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例(平成3年北上市条例第33号)別表第1に掲げる地公法第3条第3項第2号該当の委員の報酬額を準用する。

(平3条例3・一部改正)

(給与の支給方法)

第3条 年額の報酬を受ける特別職の職員(以下この項において「職員」という。)の報酬は、毎会計年度につき支給するものとして、会計年度の途中において職員となり、又は職員でなくなった場合の報酬は、職員となった月(職員でなくなった月に再び同一の職員となった場合にあっては、当該月の翌月)から、又は職員でなくなった月まで、それぞれ月割によって計算する。この場合において1月未満の端数は、1月として計算する。

2 前項の報酬は、10月及び2月に等分してこれを支給する。

3 日額の報酬は、出務の都度支給する。

(補則)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(平成3年条例第3号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）（平 8 条例 1・全改、平 19 条例 1・平 20 条例 2・一部改正）

職 名	報 酬 の 額
管 理 者	年額 53,000 円
副 管 理 者	年額 44,000
監 査 委 員	日額 7,000

## ○北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例

昭和 63 年 4 月 1 日

条 例 第 19 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日条例第 4 号

（題名改称）

北上花巻衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 53 年条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 職員の給与及びその支給方法については、北上市一般職の職員の給与条例（平成 3 年北上市条例第 35 号）の規定を準用する。

（平 3 条例 4・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 4 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員の給与の支給に関する規則

平成2年4月27日  
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、一般職の職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給等)

第2条 職員の給与の支給等に関しては、北上市一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則

昭和63年4月1日  
規則第13号

改正 平成元年7月28日規則第6号 平成3年4月1日規則第7号  
(題名改称)  
平成9年4月1日規則第4号 平成13年3月9日規則第4号  
平成14年3月15日規則第1号 平成18年3月31日規則第1号

北上花巻衛生処理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和54年規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例(昭和63年条例第19号)第2条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例(平成3年北上市条例第35号)の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(平3規則7・一部改正)

(級別職務分類)

第2条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、特別職務分類表(別表)に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関しては、北上市職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成3年北上市規則第33号)の規定を準用する。

(平3規則7・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第6号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

- 附 則（平成 3 年規則第 7 号）  
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 9 年規則第 4 号）  
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 13 年規則第 4 号）  
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 14 年規則第 1 号）  
この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 18 年規則第 1 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）（平 13 規則 4・全改、平 14 規則 1・平 18 規則 1・一部改正）

級	職 務 区 分
1	定型的な業務を行う職務
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4	(1) 係長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
5	(1) 事務局次長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
6	(1) 事務局長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
7	参事の職務

備考 7 級以下の級に区分されている職で、任命権者が特に認めるものについては、管理者の承諾を得て上位の級に格付けすることができる。

## ○北上地区広域行政組合職員の特殊勤務 手当条例

昭和 63 年 4 月 1 日

条例 第 20 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日条例第 5 条 平成 13 年 3 月 1 日条例第 1 号  
(題名改称)

北上花巻衛生処理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 38 年条例第 9 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、北上地区広域行政組合の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の額及び支給対象者)

第 2 条 特殊勤務手当の額は月額 8,000 円とし、北上地区広域行政組合衛生処理場に勤務する職員（総務担当事務局次長及び総務係の職員を除く。）に対して支給する。

(平 3 条例 5・全改、平 13 条例 1・一部改正)

(支給日)

第 3 条 特殊勤務手当は、翌月の給料支給日に支給する。

(平 3 条例 5・旧第 7 条線上、平 13 条例 1・一部改正)

(補則)

第 4 条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平 3 条例 5・旧第 8 条線上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年条例第 5 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員の特殊勤務 手当支給規則

平成元年 3 月 22 日

規 則 第 2 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 8 条  
(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合職員の特殊勤務手当条例(昭和 63 年条例第 20 号)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 3 規則 8・一部改正)

(特殊勤務手当の支給)

第 2 条 特殊勤務手当の支給に関しては、北上市一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年規則第 8 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員の管理職手 当支給規則

昭和 63 年 4 月 1 日

規 則 第 16 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 9 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 1 号  
(題名改称)

平成 9 年 4 月 1 日規則第 5 号 平成 13 年 3 月 9 日規則第 5 号

平成 16 年 3 月 24 日規則第 1 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号

北上花巻衛生処理組合管理職手当に関する規則（昭和 54 年規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例（昭和 63 年条例第 19 号）第 2 条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例（平成 3 年北上市条例第 35 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 3 規則 9・一部改正）

（手当を支給する職及び額）

第 2 条 手当を支給する職員の職及び額は、別表のとおりとする。

（平 19 規則 1・一部改正）

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか手当の支給に関しては、北上市職員の管理職手当支給規則（平成 3 年北上市規則第 42 号）の規定を準用する。

（平 3 規則 9・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 9 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 5 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）（平 16 規則 1・全改、平 19 規則 1・一部改正）

職	支給する額
参 事	53,800 円
事 務 局 長	41,600 円
主 幹	29,100 円

## ○北上地区広域行政組合組合技能職員等の 給与の基準規則

平成 63 年 4 月 1 日  
規則 第 14 号  
改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 10 号  
(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例(昭和 63 年条例第 19 号)第 2 条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例(平成 3 年北上市条例第 35 号)第 33 条の規定に基づき、単純な労務に雇用される職員(以下「技能職員等」という。)の給与の基準を定めるものとする。

(平 3 規則 10・一部改正)

(基準)

第 2 条 技能職員等の給与は、単純な労務に雇用される国家公務員及び技能職員等以外の職員の給与との均衡を考慮し、かつ、任命権者間における均衡に留意して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年規則第 10 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合技能職員等の給 与に関する規則

平成 63 年 4 月 1 日  
規則 第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、技能職員等の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 技能職員等の給与に関しては、北上市の技能職員等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員の退職手当 調整額に関する職員の区分の適用職員 規則

平成 18 年 11 月 13 日  
規則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）第27条の5の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職した者の属する職員の区分の適用)

第2条 職員としての在職期間における職員の区分ごとの適用職員については、北上市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第2章 旅 費

### ○北上地区広域行政組合職員等の旅費条例

昭和63年4月1日  
条 例 第 21 号

改正 平成元年7月28日条例第5号 平成3年4月1日条例第6号  
(題名改称)  
平成3年11月1日条例第9号 平成4年2月20日条例第1号  
平成19年3月30日条例第1号 平成20年10月31日条例第2号

北上花巻衛生処理組合職員等の旅費に関する条例（昭和53年条例第6号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第204条第3項の規定により、職員等に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例2・一部改正)

(旅費の支給等)

第2条 職員等に支給する旅費については、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号。以下「北上市特別職条例」という。）及び北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号。以下「北上市一般職条例」という。）の規定を準用する。この場合において、北上市特別職条例別表第2中「常勤の特別職の職員、選挙管理委員、監査委員並びに教育委員会及び農業委員会の委員」とあるのは、「管理者、副管理者及び監査委員」と読み替えるものとする。

2 管内（北上地区広域行政組合の組織市町の区域内をいう。）における旅行において、在勤地（在勤公署が所在する市町をいう。）以外の旅行の日当の額は、北上市特別職条例別表第2及び北上市一般職条例別表第1中日当の県内欄を適用する。

(平元条例5・平3条例6・平3条例9・平4条例1・平19条例1・平20条例2・一部改正)



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 5 号）

この条例は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 6 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 9 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 6 月 1 日から適用する。

（旅費の内払い）

- 2 この条例による改正後の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定を適用する場合においては、改正前の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定による旅費の内払いとみなす。

附 則（平成 4 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員等の旅費 支給規則

昭和 63 年 4 月 1 日

規 則 第 17 号

改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 11 号

（題名改称）

北上花巻衛生処理組合職員等の旅費の支給に関する規則（昭和 53 年規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合職員等の旅費支給条例（昭和 63 年北上地区広域行政組合条例第 21 号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 3 規則 11・一部改正）

（旅費の支給）

第 2 条 旅費の支給に関しては、北上市一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 11 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。